平成２３年（フ）第５０７号
神奈川県横浜市中区松影町１丁目３－７ロックヒルズⅧ612
債務者　吉田　尚美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―13―106
債務者　和田美代子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０号
東京都八王子市山田町1685―７―202
債務者　大瀬　　淳
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２４号
埼玉県久喜市葛梅484―２
債務者　根岸　道江
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２５号
東京都世田谷区粕谷３丁目30―15―203
債務者　坂本　　太
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３４号
神奈川県川崎市高津区諏訪１丁目９―36―104
債務者　萱野美智子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８７号
愛知県安城市大東町12番15号　シティハイムおおの101
債務者　山家　　悠
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２２号
岡山市南区泉田31番地４
債務者　渡辺一二三
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６号
岡山県瀬戸内市邑久町百田331番地１　パル百田208
債務者　小松　郁恵
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
石川県羽咋郡志賀町上棚クの12番地
債務者　原田　将徳
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１号
石川県七尾市白浜町47番地
債務者　伊藤　優光
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２号
石川県七尾市和倉町ひばり３丁目98番地２　グリーンハイツいずみ105号
債務者　大貫　歩美（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前９時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２号
愛媛県大洲市蔵川甲377番地
債務者　石住　雅人
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第５９８号
相模原市中央区相模原１丁目１番25―701号
債務者　中山　　巧
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５号
石川県小松市今江町６丁目305番地　アンシャンテｆＡ棟１階102号室、従前の住所石川県小松市瀬領町ホ40番地
債務者　松下　謙二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後２時
金沢地方裁判所小松支部